

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「日当」を「旅行諸費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(熊本県職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正後の熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 改正後の熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 改正後の熊本県報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

熊本県副知事定数条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第43号

熊本県副知事定数条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第3項の規定により、副知事2人を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第44号

熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理について、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる公の施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることのできる公の施設については、それぞれの公の施設の設置及びその管理に関する条例の定めるところによる。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体等」という。)は、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、管理を行おうとする公の施設を管理する知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)に知事等が定める期間内に申請しなければならない。

(1) 管理の業務に関する事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事等が特に必要なものとして別に定める書類

2 前項の申請に関して必要な事項は、あらかじめ、知事等が公告する。

(選定基準)

第4条 知事等は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として選定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理